

別表2(第4条関係)

【処分業者】

	評価基準分類 ~	評価基準分類	評価基準分類
	5項目以上		
	12項目以上	2項目以上	1項目以上
	16項目以上	6項目以上	すべて
	の業者のうち、優良産廃業者である		

【収集運搬業者】

	評価基準分類 ~	評価基準分類	評価基準分類
	5項目以上		
	11項目以上	2項目以上	1項目以上
	14項目以上	4項目以上	すべて
	の業者のうち、優良産廃業者である		

分類 ~ についてはBの項目に5項目以上適合していること